

株式会社マックスサポート
社宅管理規程
別紙

(借上社宅)

- 第1条 社宅借上にかかる契約手続は会社が行うことを原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、入居申込等の一部の手続（契約の締結を除く。）を入居希望者に代行させることがある。
- 2 第1項の民間の賃貸住宅に係る賃料は、会社が家主に直接支払うものとする。

(入居資格者)

- 第2条 借上社宅を利用できる者は、次のいずれかに該当する従業員及びその家族とする。ただし、転勤先に実家等の居住地がある場合は、この資格から外れるものとする。
- (1) 社命による転勤により社会通念上通勤が困難と認められ社宅入居を希望する者
- (2) 採択により社会通念上通勤が困難と認められ社宅入居を希望する者
- 2 前項の規定の適用を受けることができる者は、一の借上社宅につき1名とする。複数の入居資格者が一の借上社宅に住む場合、当該借上社宅の住所において世帯主として届出を出している者を入居資格者とする。

(入居手続)

- 第3条 社宅の入居が決定した者は、職務権限規程により定める権限を有する所属長よりこの規程内容及び入居にかかる説明を受けるものとする。
- 2 前項の説明を受けた後、社宅の引き渡しを行うものとする。

(社宅の会社負担)

- 第4条 社宅契約時の会社負担は、下記に定めるとおりとする。
- (1) 入居にかかる不動産手数料・敷金・礼金・保証金・仲介手数料・火災保険料等
ただし、敷金・保証金・火災保険料を除く会社負担費用について、以下の場合には、これを入居者負担とする。
- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 1年内に懲戒解雇となったもの | 半額 |
| ② 半年内に自己都合による退職若しくは解雇となったもの | 半額 |
| ③ 1年内に自己都合による退職若しくは解雇となったもの | 1/4 |
| ④ 入居者都合による同一地域内での転居 | 全額 |
- (2) その他会社で必要と認めたもの
- 2 借上社宅に関する会社が負担する経費負担は、入居資格者の所属する事業部の負担とする。

(入居者の負担)

- 第5条 次に挙げる項目は、入居者の負担とする。
- (1) 第8条に定める会社補助額を超える金額

- (2) 水道光熱費、電話代、インターネット使用料等
- (3) 町内会費
- (4) 駐車場、駐輪場にかかる費用
- (5) 入居者の過失により破損した個所の補修費用
- (6) 入居者の都合による改築費用（会社の許可を得ること）
- (7) 次に掲げる場合の各種クリーニング費用（ハウスクリーニング、エアコンクリーニングなど）
 - ① 入居時で本人が希望する場合
 - ② 退居時
 - ただし、1年以内の社命による転勤の場合を除く
- (8) 鍵交換費用
- (9) 家賃保証料金
- (10) 賃貸契約更新費用の内、第8条に定める会社補助額を超える金額
- (11) その他居住により発生する費用

（社宅使用料の控除時期）

第6条 社宅預り金の金額は40,000円とする。

- 2 前項は、労使協定に基づき、ひと月5,000円ずつ8か月に渡り差し入れるものとし、差し入れは入居者が社宅に入居した月の翌々月末支給給与より控除する。ただし、休業又は休職等により賃金が支給されず、又は減額されているため、控除することができない場合、入居者は、当該預り金を会社の指定する口座に直接振り込むこととする。
- 3 前条第1項(7)②に定める入居者負担の控除がある場合は、会社は給与支給日に社宅預り金と相殺できるものとし、不足分については、入居者へ請求し余剰分は入居者へ返還し精算する。社宅を変更する場合も同様とする。
- 4 前項により社宅預り金を精算した場合は、第2項と同様に入居者は会社へ預り金を精算した月の翌々月末支給給与より差し入れるものとする。
- 5 退職による退去の場合には、その後支払日が到来する第5条及びその他発生する費用について、社宅預り金及び最終就労月の給与をもってその全額を精算し、社宅預り金及び給与から控除できない差額については、入居者あるいは、身元保証人に請求する。

（社宅使用料の控除時期）

第7条 社宅の使用料は、当月分を翌月末日支払い給与から天引きする

- 2 入居時期が月半ばのときは、日割りにて計算し徴収する。

（社宅の家賃補助額）

第8条 社宅の家賃補助額は、家賃、共益費の費用を合計した額の25%とし、補助額の上限は地域にかかわらず単身で入居する者は20,000円、家族世帯で入居する者は25,000円とする。

附則 2023年3月1日より適用する。